

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に定めがあるもののほか、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事(以下「工事」という。)その他の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可工事等の取止め等)

第2条 造成主は、法第8条第1項本文の許可を受けた工事、法第11条の協議が成立した工事及び法第12条第1項の許可を受けた工事(同条第3項において準用される法第11条の工事を含む。)(以下これらを「許可工事等」という。)を中止し、取り止め、又は再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(標示板の設置義務)

第3条 許可工事等の工事施行者は、当該工事の期間中、標示板を当該工事現場の見やすい位置に設置しておかなければならない。

(盛土の禁止)

第4条 許可工事等の工事施行者は、湧水又は凹部^{ゆう}を有する土地等において、災害の発生をもたらすような盛土をしてはならない。ただし、適当な位置に土留めえん堤、集水管等を埋設し、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置したときは、この限りでない。

(工事の一部完了検査)

第5条 造成主は、許可工事等の一部が完了したときは、図面を添付して一部完了検査申請書を市長に提出し、工事の一部完了検査を受けることができる。

2 市長は、前項の検査の結果、当該工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めたときは、一部完了検査済証を造成主に交付するものとする。

(緊急措置)

第6条 造成主は、工事により災害の発生又は他に危害を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(手数料)

第7条 法第8条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、その申請をする際、別表に定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に掲げる額を合算した額の手数を納めなければならない。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。

(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更(次の号の変更のみに該当する場合を除く。)

変更前の切土又は盛土をする土地の面積(当該面積を減少させる場合にあつては減少後の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 切土又は盛土をする土地の追加に関する設計の変更

追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定する額

(3) その他の変更 10,000円

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第8条 市長は、申請が次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定めるところにより手数料を減免することができる。

(1) 公共団体、公益財団法人その他これに類する者が申請するとき 全額免除

(2) 公益上の必要があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき 市長が定める額の免除

(3) 災害その他特別の事由があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき 市長が定める額の免除

2 前項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、当該申請の際に、併せて、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例に相当する名古屋市宅地造成等規制法施行細則(昭和38年名古屋市規則第105号。以下「旧規則」という。)の規定により提出されている協議書、届及び申請書は、それぞれこの条例の相

当規定により提出されたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例に相当する旧規則の規定により設置されている標示板は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。

附 則(平成20年条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条に規定する特例財団法人(同法第131条第1項の規定により同法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益財団法人とみなして、第8条の規定を適用する。

別表

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
500平方メートル以内のもの	12,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	21,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	110,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	170,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	250,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	340,000円
100,000平方メートルを超えるもの	420,000円